第四条第四号中「親」の下に「（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する者を含む。以下同じ。）」を加える。

第四条の二第一号中「第五条第一項第二号」を「第五条第三項」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「法」の下に「（第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法）」を加え、同項第三号中「あっては」に、「（続柄）」を「続柄、民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した場合、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として委託されている場合又は第一条第一項に該当する場合（以下「特別養子縁組の請求等の場合」という。）にあっては育児休業申出に係る子の氏名及び生年月日並びにその事実」に改め、同項第五号中「続柄」の下に「（特別養子縁組の請求等の場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日並びにその事実）」を加え、同条第七項中「同項第七号」を「同項第三号、第五号若しくは第七号」に改める。

第十八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第十九条中「第五号」を「第六号」に改める。

第十九条の二第二項の表第四条の項中

第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

を

第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項	同項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に、同表第五条第七項の項中「同項第七号」を「同項第八号」に、「第一項第七号」を「第一項第三号、第五号若しくは第七号」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十条の二を削る。

第二十一条第一項中「第六号」を「第五号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を削り、同条第三項中「から第五号まで及び第八号」を「及び第四号」に改める。

第二十七条第三号中「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改める。

第二十八条の四を第二十八条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が四時間以下の船員とする。

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

第二十九条第一項第三号を削り、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「、第三号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十九条の四第一項中「法」の下に「第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法」を加え、同項第三号中「年月日」の下に「（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の規定により、子の看護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時）」を加え、同条を第二十八条の五とし、第二十八条の二の次に次の二条を加える。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い船員として国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が四時間以下の船員とする。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

第二十九条第一項第三号を削り、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「、第三号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十九条の五中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。